

Ⅱ 実施事項 5. 個別分野の取組 <地域産業活性化> (9) 畜舎に関する規制の見直し

規制改革の内容

a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。

b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

【実施時期】

a: 令和4年度上期検討・結論、令和4年度措置

b: aの結論を踏まえて、令和4年度下期必要に応じて検討

【所管府省】

a: 農林水産省、国土交通省 b: 総務省

実施計画を踏まえた対応

○農林水産省は、令和4年7月に農業者との意見交換会、同年8月、10月に専門家打合せを実施。

○地域産業活性化WG(令和4年10月)において、①保管庫、排水処理施設に加え、貯水施設、高さが8mを超える発酵槽(準用工作物)の対象追加、②保管庫の防火基準の緩和、について検討するよう指摘。

○農林水産省と国土交通省は、上記を踏まえ以下の対応を行う。

1. 畜舎特例法の対象に以下の施設を追加

・保管庫(倉庫又は車庫)、貯水施設、高さ8mを超える発酵槽等(農林水産省令改正)。

・排水処理施設(運用改善)。

2. 建築基準法と同等の保管庫の防火基準を新たに定め、一定の規模以下で、周囲の建物との間に6m以上の距離を確保し、追加の利用基準を満たすものについては、この防火基準を緩和できる規定を措置(農林水産省・国土交通省共管省令改正)。

3. 発酵槽等に係る利用基準と技術基準を整備(農林水産省・国土交通省共管省令改正)。

4. 避難上有効に外気に開放された堆肥舎等について、2以上の避難口の特定を適用対象外とする規定を措置(農林水産省・国土交通省共管省令改正)。